

那覇空港国内線旅客取扱施設利用料に関する約款

(趣旨)

第1条 この約款は、那覇空港ビルディング株式会社（以下「会社」という。）が提供する那覇空港国内線旅客ターミナルビル（以下「那覇空港国内線」という。）の旅客サービス施設（ターミナルビルの旅客待合室、保安検査場、出発及び到着コンコース、自動放送表示設備等をいう。以下同じ。）の利用に関し、その利用料及び料金収受に関して定めるものです。

(旅客取扱施設利用料)

第2条 那覇空港国内線を出発し又は到着するお客様（以下「旅客」という。）のうち航空券の発券を受ける旅客には、旅客取扱施設利用料（以下「利用料」という。）を航空運送事業者又はその代理店（以下「航空運送事業者等」という。）に対して、お支払い頂きます。航空券の発券を受けない旅客（自家用航空機等を利用する旅客を含む。）及び何らかの理由により航空券の発券の際に利用料等をお支払い頂いていない旅客には、別途航空運送事業者等を通じて、別異の方法により、利用料をお支払い頂きます。

2 利用料の額は、次に掲げるとおりとします。下記利用料の適用に際しては、12歳以上の者を大人、3歳以上12歳未満の者を小人とします。なお、3歳未満の旅客に対して利用料は課されません。ただし、12歳未満であっても大人運賃適用の場合は大人とみなし、3歳未満であっても小人運賃適用の場合は小人とみなします。又、年齢の確認ができない運賃（航空券）を使用する場合は、12歳以上の者とみなします。

(1) 利用料の額（消費税及び地方消費税を含む。）

①出発旅客

大人1人あたり 120円（税込）、小人1人あたり 60円（税込）

②到着旅客

大人1人あたり 120円（税込）、小人1人あたり 60円（税込）

(免除)

第3条 航空運送事業者等が、別紙に掲げる条件に適合する旅客について、会社に利用料免除を申し出た場合、会社は前条の規定にかかわらず当該旅客の利用料を免除します。

(供用の休止)

第4条 会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客サービス施設の一部の供用を休止することがあります。なお、この場合にあっても使用料の払い戻しは行いません。

- (1) 旅客サービス施設が破損し、又は故障したとき
- (2) 旅客サービス施設に修理その他の工事を施すとき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、旅客サービス施設の管理上特に必要があるとき

(払い戻し)

第5条 利用料を支払った旅客が、那覇空港国内線からの出発を取りやめたとき、もしくは那覇空港国内線へ到着しなかったとき、又は会社が必要と認めた場合、利用料をお支払いただいた航空運送事業者等から払い戻しを行います。なお、利用料の払い戻し方法等については、航空運送事業者等の定めるところによります。

(航空運送事業者の義務)

第6条 航空運送事業者には、利用料算定に必要な書類を会社の指定する期日までに会社に提出していただきます。

2 会社は、前項の報告に基づき利用料額を計算し、月初から月末までの1箇月分を単位としてとりまとめ、航空運送事業者に利用料額を請求いたします。

3 航空運送事業者には、旅客から受領した利用料額を前項の請求により、会社が指定する期限までにお支払いいただきます。

4 航空運送事業者が前項の利用料の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を会社にお支払いいただきます。なお、その延滞金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

5 航空運送事業者が、航空券面に利用料支払い済みの表示のない航空券により搭乗させる場合（ただし、第3条に該当する場合を除く。）は、航空運送事業者の責任において当該旅客に請求していただきます。

(事務手続き等)

第7条 会社と航空運送事業者等間における利用料の収受に関する事務手続きその他条件は、別途両者間での取り決めによることとします。

(約款の適用)

第8条 この約款の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この約款の定めのない事項については、日本法を適用します。

2 この約款に関する争いについては、那覇地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第9条 会社は、この約款を変更するときは、航空運送事業者と協議の上、その効力発生日を定め、当該変更を行う旨及び当該変更の内容ならびに当該変更の効力発生日を会社のウェブサイト (<http://www.naha-airport.co.jp/>) で周知します。かかる変更後に航空券の発券を受け、又は空港の旅客サービス施設を利用して、那覇空港国内線を出発及び到着する旅客は、変更後の約款に承諾したものとみなし、変更後の約款を適用します。

附則

- 1 この約款は、平成31年3月31日から施行します。
- 2 第2条に定める旅客取扱施設利用料は、平成31年3月31日以降に那覇空港国内線を使用して出発し又は到着で利用するお客様に適用されます。

(別紙)

次に掲げる旅客については、利用料を免除します。

- (1) 専ら外交上の目的、又は公用のために使用される航空機に搭乗する旅客
- (2) やむをえない事情のため、那覇空港に不時着した航空機、または代替空港として那覇空港に着陸した航空機の旅客
- (3) 航空交通管制その他行政上の必要から那覇空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (4) やむをえない事情のため、那覇空港に引き返した場合（他の空港に着陸することなしに那覇空港に着陸した航空機の旅客）
- (5) 那覇空港において、機体若しくは機器等の故障、急病人の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から、那覇空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、本利用料を既に支払った者
- (6) 前各号のほか、会社が特に認めた旅客